

【11用語】

蒸繭（じょうけん）…むしまゆ、多くの繭（蛹Ⅱさなぎ）を蒸気で一度に蒸して殺すこと

告諭（こくゆ）…告げて諭すこと、言い聞かせること、又は官省等から直に布達するもの

頒布（はんぷ）…広くわかち配ること、配布

麤末（そまつ）…粗末、作りが荒く雑なこと、精製でないこと

繰糸（くりいと）…糸を繰ること、または繰った糸

ブランケット（ぶらんけつと）…ケット、毛布

【11解説】

安政六年（一八五九）の横浜開港以来、上州の座繰生糸は主要な輸出品であつたが、生産が需要に追いつかず製品の濫造が行われるようになり、また生糸売込み商人らの不正な商取引などによつて海外から不評を招くに至つた。これに対し前橋藩では生糸の生産増強を図るため、明治三年（一八七〇）藩営の前橋器械製糸所を設立、さらに新政府は同五年官営の富岡製糸場を設立した。

本資料は、大蔵省から全国各府県の管内に対して、良質な生糸を生産するために蒸し繭の方法を呈示した告諭書であり、この方法を広く普及させるため刷り物として配布された。また本文の漢字にはルビ（音読みと訓読み）が並記されるとともに、一般にも具体的に理解できるように蒸箱と蒸籃が図解入りでわかりやすく表記されている（ここでは省略）。